下田市青年就農給付金給付事業実施要綱(目的)

第1条 この要綱は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。)に基づく、経営開始型の青年就農給付金事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 青年就農給付金事業 国の実施要綱に基づいて,就農前の研修段階及び経営の不安定な就 農初期段階の青年就農者に対して給付金を給付する事業をいう。
 - (2) 給付金 青年就農給付金事業で給付する給付金のうち、経営開始直後の新規就農者に対して市が給付する給付金をいう。
 - (3) 人・農地プラン 人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955 号農林水産事務次官依命通知)による人・農地プラン及び地域農業経営再開復興支援事業実施 要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)による経営再開マス タープランをいう。

(給付要件)

- 第3条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。
 - (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い 意欲を有していること。
 - (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ア 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族 以外からの貸借が主であること。
 - イ 主要な農業機械・施設を給付対象者が所有している又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及 び帳簿で管理すること。
 - オ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
 - (3) 前号の場合において、給付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
 - (4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承 して農業経営を開始すること。この場合において、継承する農業経営は、原則として世帯員の みで構成される法人に限る。
 - (5) 第5条の規定による経営開始計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
 - (6) 人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。)に中心となる経営体として位置付けられている、又は位置付けられることが確実と見込まれていること。
 - (7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
 - (8) 平成20年4月以降に農業経営を開始した者であること。
- (給付金額及び給付期間) 第4条 給付金の額及び給付期間は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 給付金の額は、1人当たり年間150万円とし、給付期間は最長5年間(平成23年度以前に経営を開始した者にあっては、経営開始後5年度目分まで)とする。
 - (2) 夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる事項を満たす場合は、夫婦合わせて年間225万円を給

付する。

- ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。
- ウ 夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている,又は位置付けられることが確実と見込まれていること。
- (3) 複数の新規就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該新規就農者(当該農業法人及び新規就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている、又は位置付けられることが確実と見込まれている場合に限る。)にそれぞれ年間150万円を給付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者と法人を設立する場合は、この限りでない。

(経営開始計画の承認申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者は、経営開始計画(様式第1号)を市長に提出することにより承認申請しなければならない。

(経営開始計画の承認)

- 第6条 市長は,前条の規定により承認申請があった場合は,経営開始計画の内容について審査し, 第3条の規定による給付要件を満たし,給付金を給付して経営の開始及び定着を支援する必要が あると認めたときは,予算の範囲内で経営開始計画を承認し,審査の結果を申請した者に通知す る。
- 2 前項の審査に当たっては、市長は必要に応じて関係者で面接等を行うものとする (経営開始計画の変更申請)
- 第7条 前条の規定により承認を受けた者が経営開始計画を変更する場合は、計画の変更申請をしなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大及び品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合において、市長に提出する書類は、第5条の規定を準用する。
- 3 前条の規定は、前項の書類提出があった場合について準用する。 (給付申請)
- 第8条 第6条の承認を受けた者は、給付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、半年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する給付金の対象 期間の最初の日から1年以内に行うものとする。この場合において、申請の対象は、平成24年4 月以降の農業経営とする。

(給付金の給付)

- 第9条 市長は、前条の申請の内容が適当であると認めた場合は、給付金を給付する。
- 2 前項の給付は、半年分を単位として行うことを基本とする。 (就農状況報告等)
- 第10条 給付金の給付を受けた者(以下「受給者」という。)は、給付期間内及び給付期間終了後3年間は、毎年7月末及び1月末までにその直前の6ヶ月の就農状況についての報告を、就農状況報告(様式第3号)により市長に提出しなければならない。
- 2 受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年以内に居住地を転居した場合は、転居後1ヶ月 以内に住所変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(就農状況の確認等)

- 第11条 市長は、前条第1項の就農状況報告を受けた場合は、静岡県等の関係機関と協力し、給付金を給付している期間において、経営開始計画に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする。
- 2 前項の規定による確認は、就農状況確認チェックリスト(様式第5号)を使い、次のとおり行うものとする。
 - (1) 受給者への面談により、経営開始計画の達成に向けた取組状況を確認する。
 - (2) ほ場の現地調査により、耕作すべき農地において農作物が適切に生産されているかの確認 及び当該農地が遊休化されていないかの確認をする。
 - (3) 受給者の備える作業日誌及び帳簿等の書類を確認する。
- 3 市長は、前条第1項の規定による就農状況報告の提出の有無にかかわらず、本事業の適切な実施及び本事業の効果を確認するため、受給者に対し、必要な事項の報告を求め、又は現地への立

入調査を行うことができる。

(就農の休止及び再開)

- 第12条 受給者は、病気等のやむを得ない理由により就農を休止する場合は、市長に休止届(様式 第6号)を提出しなければならない。
- 2 前項の休止届を提出した受給者が就農を再開する場合は、経営再開届(様式第7号)を提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。
- 4 市長は、第2項の経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

(給付の中止)

第13条 受給者は、給付金の給付を中止する場合は、市長に中止届(様式第8号)を提出しなければならない。

(給付の停止又は中止)

- **第14条** 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を停止し、必要な助言等を行う。
 - (1) 第3条の要件を満たさなくなった場合
 - (2) 農業経営を中止した場合
 - (3) 農業経営を休止した場合
 - (4) 第10条第1項の規定による就農状況報告の提出を行わなかった場合
 - (5) 第11条の規定による就農状況の確認等により、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合
 - (6) 前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、給付金は除く。)が250万円以上であった場合。ただし、再び総所得が250万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。
- 2 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。
 - (1) 第12条第1項の休止届の提出があり、やむを得ないと認められない場合
 - (2) 第13条の中止届を提出した場合
 - (3) 前項第1号,第2号及び第4号から第6号までのいずれかに該当し,前項の規定による助言等に従わない場合

(給付金の返還等)

- **第15条** 受給者は、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を返還しなければならない。
 - (1) 前条第1項第1号から第5号に規定する事項に該当した時点が既に給付した給付金の対象 期間中である場合 残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の給付金の額 を月単位で返還する。ただし、病気及び災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、 この限りでない。
 - (2) 虚偽の申請等を行った場合 給付金の全額
- 2 受給者が前項各号に該当する場合は、市長は、受給者に給付金の返還を命ずる。
- 3 市長は、受給者から給付金の返還があったときは、速やかに返還された給付金を静岡県に対して返還するものとする。
- 4 市長は、受給者が偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない給付金を不正に 受給したことが明らかになった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することが できる。

(給付金の返還免除)

- 第16条 受給者は、前条第1項第1号ただし書に規定する病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書(様式第9号)により、市長に給付金の返還免除を申請することができる。
- 2 市長は前項により提出された返還免除申請書(様式第9号)の申請内容が妥当と認められる場合は、給付金の返還を免除することができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要綱は、公示の日から施行し、平成24年度の給付金の給付から適用する。 附 則
- この要綱は、公示の日から施行し、平成25年度の給付金の給付から適用する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第10条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第12条関係)

様式第7号(第12条関係)

様式第8号(第13条関係)

様式第9号(第16条関係)